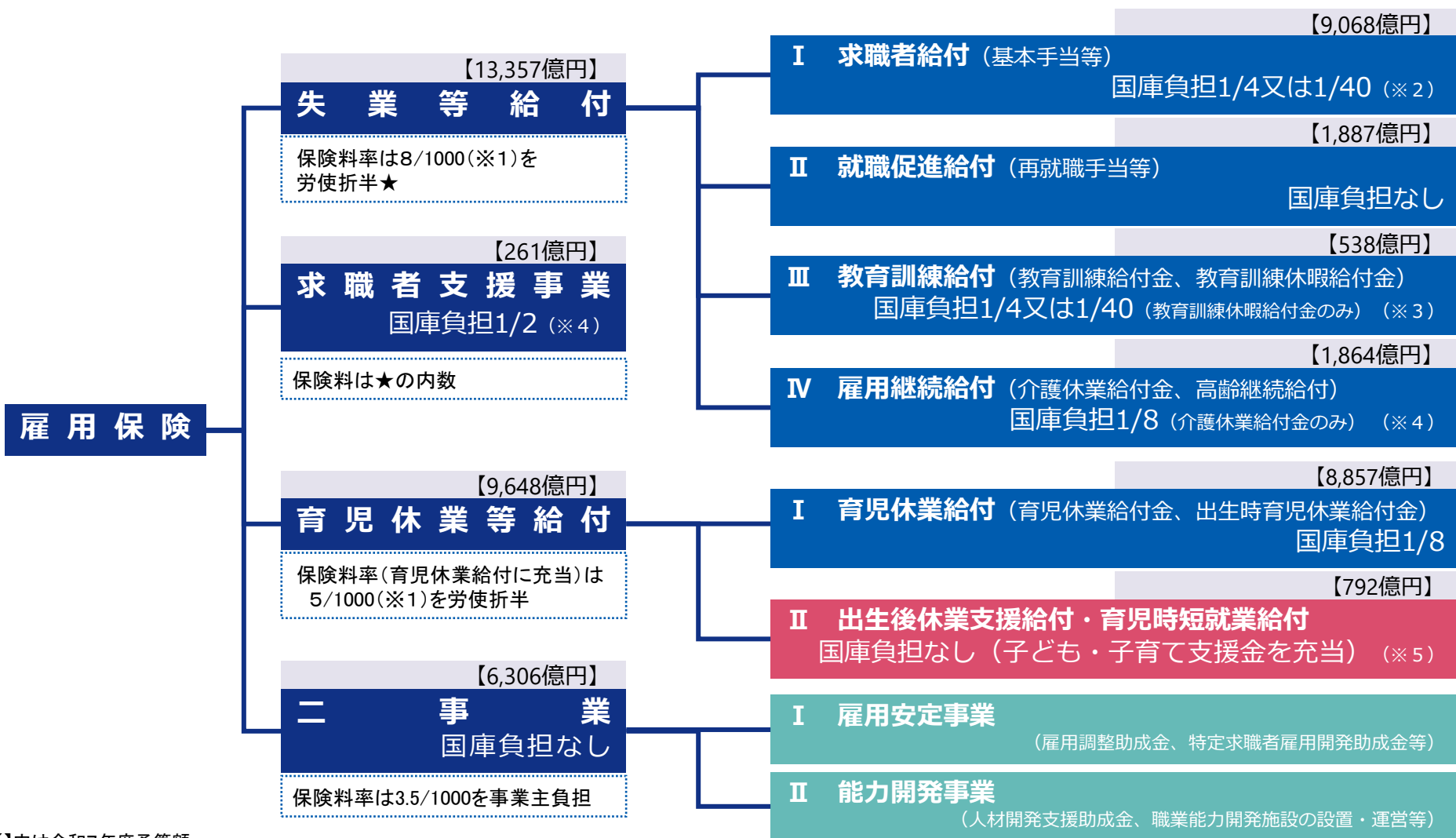


雇用保険制度の概要（体系）



【】内は令和7年度予算額。

※1 法律の本則上の保険料率を記載。令和7年度は、失業等給付:7/1000、育児休業給付:4/1000。

※2 国庫負担割合は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる(日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30)。また、これとは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施することができる。

※3 令和7年10月1日施行。国庫負担割合は、基本手当と同様に政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。

※4 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※5 令和7年4月1日施行。財源は全額子ども・子育て支援金であり、雇用保険料は充てられない。